Ⅲ 契約に必要な判断能力を確認する

契約締結判定ガイドラインの解説

1 契約締結判定ガイドライン

契約締結判定ガイドライン（様式第 5-1 号）は、事業利用（希望）者に、本事業の契約締結能力があるかを判断する際の評価の規準となる、重要な資料です。

初期相談以降、契約締結までの流れのなかで、実施機関において使用します。

また、初回の契約締結から定期的（概ね 3 か月ごと）に支援計画が利用者の状況にあっているかどうかを確認する際、あるいは解約を検討することとなり利用者の契約締結能力を確認する際にも、このガイドラインを用いることとします。

専門員はガイドラインの調査の結果に基づき、本人と契約の締結や継続等が可能かどうかの判断を行います。調査事項について全項目のうち、契約締結可能レベルでない項目がある場合、または判断に疑義が生じる場合は、個別の事例ごとに契約締結能力の有無について大阪府社会福祉協議会へ審査を求めます。

ガイドラインには、**Ⅰ「福祉サービスの利用援助のみ」**と**Ⅱ「金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う場合」**の 2 種類の評価基準があります。

2 調査、作成時の留意点

(1) ガイドライン調査時の留意点

利用者へのインタビュー形式で調査を行います。調査を開始する際には、面接調査を行う目的や、答えられた情報についての秘密は守られることを説明します。また、場合によっては審査会に諮ることとなり、大阪府社会福祉協議会による調査も行われる可能性のあることについても理解を求めます。

調査中は、本人が回答しやすい雰囲気を心掛けるとともに、質問の意味が良く分かるように補足の説明を行うなどの工夫をします。また、本人に不安や緊張が見られる場合には、本人が信頼している第三者に立会いを求めるなどの工夫をします。

また、ガイドライン調査は本人が自分の状況をどの程度把握しているかを確認するものであるため、本人が回答できるようにコミュニケーション方法や質問内容を工夫して質問をします。第三者の立会いを求める際には、本人が自分で回答ができるように協力を求めます。

なお、必ずしも一回の調査で終わらせる必要はありません。本人のその時々の状態に考慮し、一度に全ての項目を調査しようと焦らず、必要に応じて数回に分けて調査をします。

利用相談の中で得られた情報を基に、本人の生活状況や困っていることの把握を行うとともに、支援内容について本人との合意形成を図ります。

調査項目の中に、支援計画案を提示し利用者の意向を確認する項目があるため、ガイドラインの調査時点で大まかな支援計画を本人に説明できるようにしておきます。

(2) ガイドライン作成時の留意点

ガイドライン調査の際には、以下の点にポイントをおいて十分に聞き取りを行ってください。

①自分の日常生活の状況等をどれだけ確かに判断できているか（家事等を自分ではできないことを認識しているかどうか。）
②日常の金銭管理サービスも行うのであれば、自分の収入や財産をある程度把握できているかどうか（管理してもらう自分の収入や財産が何なのか。）
③本事業のサービスを利用しようとする意思があるかどうか（1週間程度間を開けて、再確認し、その意思が継続してあるかどうかを確認することが必要です。）
④本事業のサービスを実施した後で何らかの困難が予測されるかどうか（親族等との間でトラブルの起こる可能性はあるか等。）

殊に金銭管理サービスを行う場合は、ガイドラインの【6．将来の予測・計画】の中の「収入面の不安」の項目などについて、次の点に留意してガイドラインを作成します。

聞き取りの際には、本人が以下の点について具体的に知っているかどうかを確認し、本人の回答はそのまま記載します。本人の回答と事実が異なる場合は、その違いや、本人がそのように認識をする理由として考えられる要因についても記載します。

【「収入面の不安」の項目で確認する事項】
- 本人の収入源とその金額（年金、給与、恩給など）
- 本人の財産（預貯金の額、持ち家など）
- 本人の重要な支出（家賃・地代、公共料金、小遣い、大まかな食費など）
- その他、利用している金融機関名等

本人の回答は、できるかぎり正確に逐語で記載します。

「差異の内容」欄には、本人の回答と現実との差異がある場合に、その内容をできるだけ詳しく記載するとともに、専門員がそれぞれの項目についてなぜ a、b、c、d の評価をしたのかが分かるように、必ず根拠となる事実を記載します。また、本人の回答を得るために、ガイドラインの内容にない追加の質問をした場合などは、その内容も合わせて記載します。

本事業の契約に必要な能力は、利用するサービスの内容によって異なります。具体的には、**Ⅰ「福祉サービスの利用援助のみ」**か**Ⅱ「金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う場合」**によって契約締結能力の評価の基準が異なります。a、b、c、d と評価をする項目は、評価に「★」印が付けば、権利擁護推進審査会で契約締結能力についての審査を求めます。「■」や「▼」印が付けば、その時点での契約締結はできず、再確認が必要となります。

3　専門家への照会状

病状の確認や支援を行う上でどのようなことに留意するべきか等の点について、専門家の意見を確認する必要がある場合は、主治医や関係専門職からの**照会状（様式第 5－2 号）**による意見の照会を行います。照会状を求める際には、本人に必要性について説明し、同意を得ます。

主治医に照会する場合は、できれば病名や治療状況、投薬内容等についても記入してもらえるよう依頼をします。

審査会へ諮る際に、大阪府社会福祉協議会から実施機関に対し、改めて照会状の提出を求めることもあります。